

日本圧力計温度計工業会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、日本圧力計温度計工業会（英文名：Japan Pressure Gauges and Thermometers Manufacturers' Association）と称する。

(目 的)

第2条 本会は、圧力計、温度計の製造及びそれらの修理または材料、部品等を製造、
販売する企業者で組織し、これら企業の健全な発展を図ることを目的とする。

(事務所の所在地)

第3条 本会は、事務所を東京都中央区に置く。

(規 約)

第4条 この定款で定めるもののほか、本会の組織及び運営について必要な事項は規約等で定める。

第2章 事 業

(事 業)

第5条 本会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

圧力計及び温度計の製造、修理、販売に関する情報、資料の収集、伝達、交換

圧力計及び温度計の製造、修理、販売に関する助言、指導、教育

圧力計及び温度計の製造、修理、販売に関する調査、研究

圧力計及び温度計の規格、基準の策定及びそれらの普及

圧力計及び温度計の品質向上及び企業の業績向上のための講習会、講演会等の開催

会員の福利厚生に関する事項

その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(会 員)

第6条 本会は、圧力計、温度計の製造、修理、販売事業者及び本会の趣旨に賛同する者をもって組織する。

2. 本会の会員になろうとする者は、理事会の承諾を得て、会員となることができる。
3. 前項の加入申し込みは、その旨を記載した文書によるものとする。
4. 加入の申し込みがあったとき、その諾否は、理事会において決定する。
5. 理事会においける諾否の結果は、申し込み者に速やかに文書で通知する。

(会員の権利及び義務)

第7条 会員は、理事会の定めるところにより、本会の事業に参加することができる。

2. 会員は、総会において各1個の議決権を有する。
3. 会員は、総会に出席して意見を述べることができる。
4. 会員は、本定款並びに総会及び理事会の議決を遵守しなければならない。
5. 会員は、総会の定めるところにより、会費を納入しなければならない。
6. 会員は、本会を退会しても未納の会費は免除されない。

(退 会)

第8条 会員は、次の事由によって本会を退会する。

第6条に規定する資格を喪失

退会の届出

除名

2. 前項 及び の届出は、退会しようとする日の1月前までに文書によって行わなければならない。
3. 前項 の除名は、会員が次の各号の1に該当するときは、総会の議決を経て除名することができる。

本会の名誉を著しく毀損した会員

会費の納入その他会員としての義務を怠った会員

(会 費)

第9条 本会は、事業を行うために必要な経費を会費として会員に賦課する。

2. 会費の額は、その徴収時期、徴収方法、その他会費に関する必要事項は総会で決める。

第4章 役員及び顧問

(役員の数)

第10条 役員の数、次のとおりとする。

理事 16名以上22名以内

監事 1~2名

(役員任期)

第11条 役員任期は2年とする。ただし、通常総会で選出され、就任した役員任期は、2年目の通常総会までとする。

2. 臨時総会で選出され、就任した役員任期は、当該期の初めに就任した役員任期の残存期間とする。

(員外役員)

第12条 役員のうち、会員または会員である法人の役員でない者は、理事については3名、監事については1名を超えてはならない。

(会長、副会長、常任理事及び理事の選任及び職務)

第13条 理事のうち、1名を会長、3～4名を副会長、6～10名を常任理事とし、理事会において選任する。

2. 会長は、本会を代表し、本会の業務を統括する。
3. 副会長は、会長を補佐し、会長が事故または欠員のときは、その職務を代理し、または代行する。
4. 会長及び副会長がともに事故または欠員のときは、理事会において、常任理事のうちからその代理者または代行者1名を定める。
5. 常任理事は、会長及び副会長を補佐して業務を執行し、会長及び副会長ともに事故または欠員のときに、あらかじめ理事会において、定めた代理者または代行者によって職務を代行する。

(監事の職務)

第14条 監事は、何時でも、会計の帳簿及び業務の書類を閲覧もしくはコピーし、または理事及び担当者に対して会計に関する報告及び業務に関する報告を求めることができる。

2. 監事は、その職務を行うため特に必要があるときは、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員 of 忠実義務)

第15条 理事及び監事は、定款、規約及び総会での決定事項を遵守し、本会のために、忠実にその職務を遂行しなければならない。

(役員 of 選出)

第16条 役員は、次に掲げる者のうちから総会において選出する。

会員または会員である法人の役員である者。

会員または会員である法人の役員でない者であって理事会の推薦を受けた者。

2. 役員 of 選挙は、単記無記名投票によって行う。
3. 有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときはくじで当選人を定める。また、当選人が辞退したときは、次点者をもって当選人とする。
4. 第2項の規定にかかわらず、役員 of 選挙は、出席者全員の同意があるときは、指名推薦の方法によって行うことができる。
5. 指名推薦の方法により役員 of 選出を行う場合における被指名人の選定は、その総会において選任された選考委員が行う。
6. 選考委員が被指名人を決定したときは、その被指名人をもって当選人とするかどうかを総会にはかり、出席者全員の同意があった者をもって当選人とする。

(役員 of 改選)

第17条 会員は、会員総数の5分の1以上の連署によって、役員 of 改選を請求することができる。その請求について、総会での出席者の過半数の同意があったときは、その請求に係る役員は、その職を失う。

2. 前項の規定による改選の請求は、理事の全員または監事の全員について、一括でなければならない。ただし、定款または規約の違反を理由として改選を請求するときは、この限りでない。
3. 第1項の規定による改選の請求は、改選の理由を記載した文書を理事に提出して行うものとする。
4. 第1項の規定による改選の請求があったとき、理事は、その請求を総会の議に付し、かつ、総会開催日の7日前までに、その請求に係る役員に第3項の規定による文書を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。
5. 第4項の場合については、第21条3項の規定を準用する。

(役員報酬)

第18条 役員報酬は、総会において定める。

(顧問)

第19条 本会は、顧問を置くことができる。

2. 顧問は、学識経験者及び理事長、会長経験者のうちから、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。

(職員)

第20条 本会は、日常の業務を遂行するために職員を置くことができる。

第5章 総会、理事会及び委員会

(総会)

第21条 総会は、通常総会および臨時総会とする。

2. 通常総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に会長が招集するが、緊急時の場合延期することができる。また、臨時総会は、必要があるときは何時でも、理事会の議決を経て、会長が招集する。
3. 会員が、会員総数の5分の1以上の連署をもって、総会招集の理由を記載した文書を理事に提出して、総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあった日から20日以内に臨時総会を開催しなければならない。

(総会招集の手続き)

第22条 総会の招集は、総会開催の2週間前までに、会議の目的とする事項、日時及び場所を記載した文書を全会員へ送付しなければならない。

(文書または代理人による決議権または選挙権の行使)

第23条 会員は、前条の規定のよりあらかじめ通知のあった事項について、文書または代理人をもって議決権または選挙権を行使することができる。この場合、その会員の親族、常時使用する使用人またはその他の会員でなければ、代理人となることはできない。

2. 代理人が代理し得る会員の数は2名以内とする。

(総会の定足数)

第 24 条 総会は、会員総数の過半数の出席によって成立する。

(総会の決議)

第 25 条 総会の議事は、第 37 条及び第 38 条で規定するもの以外は出席会員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長が決するものとする。

(総会の議長)

第 26 条 総会の議長は、総会ごとに、出席した会員または会員である法人の代表者のうちから選任する。

(総会の議事)

第 27 条 次に掲げる事項は、総会で審議し、承認されなければならない。

当該年度の事業報告及び会計報告

当該年度の余剰金の処分

次年度の事業計画及び予算

会費の負担基準

この定款で定める事項

その他理事会において必要と認めた事項

(緊急議案)

第 28 条 総会においては、出席会員（文書または代理人により議決権または選挙権を行使する者を除く。）の 3 分の 2 以上の同意を得たときに限り、第 23 条第 1 項の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議案とすることができる。

(総会の議事録)

第 29 条 総会の議事については、議事録を作成し、議事録には議長及び出席した会員 2 名の署名捺印がなければならない。

(理事会)

第 30 条 理事会は、次の場合に開催する。

理事の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を示して請求があった場合

理事会の議決により請求があった場合

その他会長が必要と認めた場合

第 31 条 理事会は、会長が招集し、理事会の議長は、会長とする。

第 32 条 理事会は、次の事項を審議し、決定する。

総会に提出する議案

会務の執行に関する事項

その他理事会が必要と認めた事項

第 33 条 理事会は、出席理事の過半数で成立し、議事は出席理事の過半数で決する。可否同数の場合は、議長が決する。

第 34 条 理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、文書をもって理事会の議決に参加することができる。

(委員会)

第 35 条 会務の執行に当たって、理事会が必要と認めた場合、理事会の諮問機関として委員会を置くことができる。

第 36 条 委員会は、理事会から諮問された事項について検討し、意見をまとめ、または案を作成して理事会に答申する。

第 6 章 定款の改正及び本会の解散

(定款の改正)

第 37 条 この定款の改正は、総会において出席会員の 3 分の 2 以上の同意がなければ行う事ができない。

(解 散)

第 38 条 本会の解散は、総会において出席会員の 3 分の 2 以上の同意がなければ行う事ができない。

附 則

第 1 条 本会は、「商工組合」である「日本圧力計工業組合」及び「日本金属製温度計工業組合」を統合吸収する任意団体として設立するものである。したがって、この定款及び規約等に不備がある場合は、当分の間、前記 2 工業組合の定款及び規約等を準用するものとする。

第 2 条 本会の設立にあたっては「日本圧力計工業組合」及び「日本金属製温度計工業組合」のすべての組合員が加入することを前提とする。

第 3 条 本定款の第 10 条に規定する役員の定数は「日本圧力計工業組合」及び「日本金属製温度計工業組合」を統合する経過措置として、ただちには適用しない。ただし、可及的速やかに定数に合致するよう努めるものとする。

附 則

平成 12 年 5 月 13 日 通常総会において、第 21 条 2 項改正施行

平成 14 年 5 月 23 日 通常総会において、第 13 条 1 項改正施行

平成 16 年 5 月 27 日 通常総会において、第 13 条 5, 6 項改正施行

平成 30 年 6 月 5 日 通常総会において、第 10 条、第 13 条改正施行

令和 2 年 9 月 15 日 通常総会において、第 21 条、第 2 項改正施行